

平成 29 年 10 月 31 日

台風 21 号で被害を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では災害救助法が適用された地域でご契約をいただいている皆様を対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社代理店または弊社担当窓口までお申し出ください。

<特別措置の内容>

1. 契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2 ヶ月以内に満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から 2 ヶ月以内に継続手続きくだされば、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2 ヶ月以内にお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から 2 ヶ月を限度にその払込を延期することができます。

適用地域

市町村名		適用日	猶予期日
京都府	舞鶴市（まいづるし）	2017/10/30	2017/12/30 迄
三重県	伊勢市（いせし） 度会郡玉城町 （わたらいぐんたまきちょう）	2017/10/22	2017/12/22 迄
和歌山県	新宮市（しんぐうし）	2017/10/21	2017/12/21 迄

弊社連絡先：日本支社 03-5511-6565（代）

大阪営業部 06-6245-5447